⑹　使用する主な資機材　コンクリート約8,300㎥、鉄筋約760ｔ、鉄骨約1,100ｔ、板ガラス約900㎡、型枠38,000㎡

なお、本工事の施工範囲は、別冊図面のとおりとする。

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事においては、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。また、特定ＪＶにあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人滋賀医科大学長から、本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、文部科学省における建築一式工事の一般競争入札参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算出した点数（一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は特定ＪＶの構成員の代表者は1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は特定ＪＶの代表者

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造（延べ面積8,000㎡以上（改修の場合は改修延べ面積））の病院施設の新営又は全面的な改修建築一式工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造（延べ面積4,000㎡以上（改修の場合は改修延べ面積））の病院施設の新営又は全面的な改修建築一式工事

⑸　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑻　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築士、１級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士、１級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に上記２⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築士、１級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士、１級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に上記２⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑿　競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人滋賀医科大学から「国立大学法人滋賀医科大学の契約に係る取引停止等の取扱い要領」に基づく取引停止措置、又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」、「価格」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。